

平成 28 年 12 月 16 日

お客様各位

株式会社 TAC プロフェッションバンク

## 求人情報への固定（定額）残業代の表示について

平素は格別のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

2015 年 10 月 1 日より施行された「若者雇用促進法」において、募集・採用にあたって固定（定額）残業代の明示が義務化されております。

そこで、弊社サービスを通じて提供させていただく求人情報においても法令の趣旨に沿って固定残業代の明示をお願いすることといたしました。

<固定残業制（みなし残業制）を採用する場合に明示が必要な内容>

- ① 固定残業代を除いた基本給の額
- ② 固定残業代に関する労働時間数と金額
- ③ あらかじめ決められた時間を超えた場合は割増賃金を追加で支払う旨

---

### 【給与の表示例】

- ・ 月給 25 万円（20 時間・4 万円の固定残業代含む。超過分は追加支給）  
＝月給 21 万円（別途 20 時間・4 万円の固定残業代支給）
  - ・ 年俸 550 万円以上（年 300 時間、50 万円<1 ヶ月あたり 25 時間 4 万 2 千円>  
の残業代含む）
- 

固定（定額）残業代を採用されている場合で、必要な内容を明示していただけない場合は、弊社にて求人情報の公開をお断りする場合がございます。

何卒ご協力のほどよろしく願いいたします。